

産業教育常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年7月11日（水） 午前10時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	山浦 安生 君	副委員長	志摩 浩志 君
委員	中村 正人 君	委員	秋広 眞司 君
委員	徳田 拓志 君	委員	木野田 恵美子 君
委員	時任 英寛 君	委員	西村 新一郎 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員 下深迫 孝二 君

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

企画部長	川村 直人 君	企画政策課長	山口 昌樹 君
企画政策G長	西田 正志 君	企画政策G主任主事	村岡 新一 君
商工観光部長	萬徳 茂樹 君	商工振興課長	池田 洋一 君
観光課長	藤山 光隆 君	観光PRG長	藤崎 勝清 君
観光地づくり・国立公園G長	八幡 洋一 君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 隈元 秀一 君

8. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

霧島錦江湾国立公園に指定された神造島について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時00分」

委員長 山浦 安生 君

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。本日は、前回に引き続き、霧島錦江湾国立公園に指定された神造島について所管事務調査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しております次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。前回の調査等で説明を受けておりますので、早速、質疑に入りたいと思いますが、よろしいですか。何かもう少し説明していただきたいようなことがあれば、またなんですけれども、一応前回、説明をいただいております。

委員 秋広 眞司 君

小島の関係で、買取協議に入るといってお示しがあったわけですが、その後の経過が分かっていたら教えていただきたい。

委員 西村 新一郎 君

いきなりそういうことに入る前に、錦江湾国立公園と。この錦江湾国立公園は、錦江湾と小島を対象として錦江湾国立公園になりましたよということではないと思うんですね。その錦江湾国立公園のこの捉え方というのは、お互いに私たち委員の皆さんも見解がちょっと違うのではと、いろ

いろいろ捉え方があるのではないかと思います、このエリアと錦江湾国立公園になったもとのいきさつをですね。霧島屋久国立公園から霧島錦江湾国立公園になったそこらあたりの背景というのを全て、ちょっと教えていただけませんか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

今回、霧島屋久国立公園が分離されて霧島錦江湾国立公園と屋久国立公園となったわけですが、この変更の理由といたしましては、霧島屋久国立公園は霧島火山帯に属する、この資料の最初のページの所に霧島錦江湾国立公園の公園区域及び公園計画の変更の概要ということで、資料を前回お配りしていると思いますけれども、その最初のページに変更の理由ということで紹介しております。これは、霧島屋久国立公園は霧島火山帯に属する霧島地域、桜島を中心とする錦江湾地域及びその南方海上に位置する島嶼の屋久島地域からなります。昭和9年3月16日に霧島地域が霧島国立公園として指定をされ、昭和39年3月16日には錦江湾地域及び屋久島地域が追加指定されて霧島屋久国立公園に改称されました。その後、社会情勢の変化及び自然環境とその評価に関する変化に対応し、公園区域及び公園計画の見直しを行い、平成19年には口永良部島を公園区域に追加して現在に至っております。今回の点検では、我が国随一の海域カルデラを有する錦江湾の再評価を行い、始良カルデラの相当部分を新たに公園区域に指定します。これに伴い火山活動を起源とする景観を主要構成要素とする霧島地域及び錦江湾地域が相当な規模を有することとなったことから本公園を次のとおり再編成することとしました。島嶼生態系を景観の主要構成要素とし、自然環境及び利用状況の面で特質が異なる屋久島地域を分離し、それぞれ霧島錦江湾国立公園及び屋久国立公園としたということでございます。要は、島嶼生態系を景観とする屋久島国立公園と、火山活動を起源とする景観を主要構成要素とする霧島錦江湾国立公園ということで分離をしましたよということでございます。

委員長 山浦 安生 君

ここでしばらく休憩します。

[休憩 午前10時03分]

[再開 午前10時05分]

委員長 山浦 安生 君

再開します。

委員 西村 新一郎 君

分かりやすいように、霧島屋久国立公園は桜島も当然含んでいると。そして、錦江湾国立公園はとにかくエリアをどこまでさせているのか。エリアをですよ。錦江湾全体をとにかく示しているのか。例えば、桜島を境界にしてこうしているんですよとか、指宿、長崎鼻のほうまで全て含んでいますよとか、ここらあたりをちょっと分かりやすいように。そして、垂水市、鹿屋市のどこまでを含んでいるのか。当然、この錦江湾には垂水市も鹿屋市も面しているわけですよ。そして、霧島市、始良市、鹿児島市、指宿市、ここが市としては面しているのかな。このここらあたりもちょっと分かりやすいようにもう一回説明いただけますか。

委員長 山浦 安生 君

今、西村委員の件は、ちょっと地図のほうを準備していただきますので、ほかにありませんか。何かお尋ねしたい、お聴きしたいことはありませんか。西村委員、このエリアが分からないと話が進められませんか、さっきの質疑は。

委員 西村 新一郎 君

ここをまず、基本的なことを確認させていただきたいなということです。

委員長 山浦 安生 君

先ほど秋広委員が質問されたんですけどよろしいですか。[「はい」と言う声あり]秋広委員に対する答弁をよろしくお願いします。その後の経過についてどうだったのかという、5日以降の。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

7月5日の日に南田副市長と都市計画課の職員2名と一緒に城山観光のほうに出向きまして、土地買取協議の通知書ということで、市のほうとしてはこの神造島についての買い取りについて一応協議を行いたいという形の通知書を持参したところでございます。その後につきましては、まだ具体的に協議は進んでおりません。今後、城山のほうの担当と色々な条件面を含めた形での協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

委員 西村 新一郎 君

6月29日、本会議終了後、全員協議会で説明いただいたこととちょっと話が違うのよね。南田副市長はどこか何とかという不動産業者からこうして提示を受けておりますと。そこと協議を進めておりますということで、その聴き方は、城山観光はその不動産業者に全て委任をしたような形でしか私は受け止めていないんですよ。しかし、その不動産業者は関係なしに城山観光とこの買取協議に入っておりますということは、その29日の説明とえらい違いがあると私は思うんですが、そこについてもうちょっと分かりやすく説明していただけますか。

企画部長 川村 直人 君

その全員協議会のときの説明なんですけれども、公拡法の第4条の手続によりまして、今の所有者である城山観光さんが、不動産の方々と買い取りの協議をしたいという届出が市にあったわけですよ。そして、届出はそういう内容なんですけれども、公拡法上では地方公共団体が当該物件を買い取るための協議をする猶予というのを設けておりまして、その意思があれば市民の売買の前に、地方公共団体がそれに先んじて現在の所有者である城山観光さんと協議をすることができるようになっていくわけです。協議をする場合には、先ほど商工観光部長のほうからありましたように、協議をしたいという旨を地方公共団体が城山観光さんのほうに協議を申し出るわけですね。その協議をして、それが不調になった場合は当初の予定どおり民から民へ売買がなされるというわけなんですけれども、公拡法上はその前に地方公共団体が優先をするという規定があるわけですので、その協議をさせていただきたいというような先般の説明でございました。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩します。

[休憩 午前10時11分]

[再開 午前10時22分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど西村委員のほうから質疑がありましたこの区域、公園のどの辺りまで入るのかという区域について説明ができましたらよろしく願います。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

資料の配付が遅くなりましたけれども、1ページに先ほど説明いたしました霧島錦江湾国立公園の誕生の経緯を先ほど読んで御説明申し上げたものでございます。区域につきましてはその下のほうにおおまかには霧島地域と桜島を周辺とする地域、それと先端のほうの区域が霧島錦江湾国立公園になります。詳細には、後ろのほうのページに、6ページになります。6ページに囲んでおります凡例に基づいて囲んでおりますけれども、この区域と7ページ、8ページに今回、霧島錦江湾国立公園に指定された区域が示してあります。

委員 西村 新一郎 君

6ページ、これは水色にすーっと囲ってありますよね。色を濃くしてありますよね。そして、7ページは色を濃くしていないけれども一番上のほうに(仮称)霧島錦江湾国立公園ということですよ。そして8ページ、8ページは佐多岬、長崎鼻、これも囲ってあるという解釈でいいの。それで、6、7、8、この解釈をどうしたらいいのか。この6ページは色を濃くしてあるからこの色を濃くしてある所、今囲ってある所、囲っていない所とって、説明でしたけれども、一番最後の8ページにもずっと長崎鼻や、囲ってあるんですよ。あるんですよ。すなわちここまでなのか。

観光地づくり・国立公園G長 八幡 洋一 君

6ページにつきましては海の部分が一番下に書いてありますとおり普通地域という形で今回なっております。国立公園には陸域と海域がおおまかに分かれております。霧島のほうは陸域という形で指定をされていると。今回、この海のところについては海域という区分の中の普通地域が海の部分全てが入っていますよということでありまして。そして、海域公園地域というところがありますけれども、これにつきましては神造島の陸域の部分ではなくて、最低潮位から200mを海域公園区域ということで若尊の最低潮位100m、それから福山のたぎりのある所、ここが海域公園区域になったということでありまして。それから、若尊と神造島が陸域の特別地域という形で表示をしているということでありまして。これについては上のほうの見出しにありますとおり保護規制計画変更図ということで、保護している区域を示しているものでございます。7ページですけれども、7ページは利用施設の計画変更図でございまして、そういう形で見ていただければと思います。8ページにつきましてもここで見ますと普通地域になっております。そういう見方でしていただくと分かるかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

委員長 山浦 安生 君
休憩します。

[休憩 午前10時28分]

[再開 午前10時33分]

委員長 山浦 安生 君
休憩前に引き続き会議を開きます。

委員 西村 新一郎 君

非常に理解しづらいところがあるものですから、分かりやすいように説明していただければと思います。今回、新たに霧島錦江湾国立公園という名称になりまして、そして今までの神造島の購入に際しまして、この国立公園になったがために非常にここは重要な位置付けをしたいんだという形で説明は終始してきているというふうに思います。そういう意味でもこの図示していただきました図面を見て、6ページ、7ページ、8ページ、こちらにもいわゆる同じような形でこうして国立公園になった島もあると。そして、この島と今回購入しようとする所の島とのそのいろんな資料の違いがあるのかどうか、規制の違いがあるのかどうか、ここらあたりを説明いただきたいと思っております。

観光地づくり・国立公園G長 八幡 洋一 君

今、神造島につきましては特別地域という形で分類をされております。佐多岬のこの辺については普通地域ということで、基本的に地域が特別地域の中に第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域というものがまずございます。二つ目に、特別保護地区というのが二つ目にございます。そして、三つ目に海域公園地区というのがございます。先ほど言いましたたぎりの所ですとか、最低潮位から200mという所が海域公園地区。そして、普通地域という、四つが大まかに分類をされております。錦江湾の海の部分については全体的に普通地域というようなことで、その中で特別地域につきましては、公園の風致を維持するための地域、用途に応じて第1種から第3種まで、先ほど言いました第1種から第3種までの区域がありますということでございます。以下の行為には許可が必要となりますということで、工作物の新築・改築、それから樹木の伐採、鉱物の採取、河川・沼等の採水、排水、広告等の掲示とか土地の埋め立てとかいろんなものが特別地域には許可が必要となってくるということで、全てが通るということではございません。そして、普通地域ですけれども、ここは特別地域や海域公園区域に指定されていない自然公園の区域ということで、ここも基本的には届出は必要ですけれども、特別地域よりは緩やかな許認可というようなことになろうかという区分になっております。

委員 西村 新一郎 君

あくまでもこの島を特定して物事を論じるのではなくて、この指定を受けた所の若尊とかあるいは下井の海浜公園の所とか、いろいろこれも全部エリアになっていると思うんですね。この指定

を受けたことによって、規制がいろいろかかったということは考えられるんですか。そして、例えばこの小島につきましては、あくまでも私は桜島近辺の島の規制とどういう違いがあるのか。1種、2種、3種とか、特別とか、普通とか、いろいろ言われるけれども、こことの違い。どういう違いがあるのか。特別、小島の場合は今回、指定されたことに、錦江湾国立公園になったことによって、すごくこの島々と違った規制が強化されて、違った特別規制がかかっているんですよということになったのかどうか。そして、この湾の沿線、海浜公園をはじめ、若尊公園、いろいろこうございませうけれども、こちらあたりに対して改めて規制が強化、この国立公園になったことによって特別にまたいろいろ強化された点があるんだったら教えてください。まず1点だけ、その島についてはここだけ違ったことになったんですよということなのか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

先ほど八幡G長のほうが説明いたしましたとおり、今回神造島、また若尊につきましても国立公園の中の特別地域ということで指定を受けましたので、先ほど申し上げましたようにいろんな工作物の新築とか改築とか、樹木の伐採、あるいは鉱物の採取、河川・湖沼の取水とか、排水とか、広告の掲示、いろんな土地の工作物についてもそういうのを建築する場合には許可が必要になりますよというふうに規制が強化されたところでございます。

委員 西村 新一郎 君

この小島だけがそういう強化されたということではないでしょう。今まで指定をされている所も同様なそういう対象地域ですよということでしょう。何かいろいろこう話のやり取りをしていますと、今回買い取りしておかなければ大変な規制がかかって難しくなってしまうというふうな、そうだったら民間の方が買われても許可になるから民間の方が買っても思うようにならないでしょう。行政が買ったから特別に許可されますよということにはならないと。その格差はないんじゃないかなと。だから、国立公園だったから買わなければならないということを先行しての説明というのは、私はどういうことなのかなということですよ。まず分かりやすく、この桜島近辺の島と小島と、例えば違いはどこがあるのか教えてください。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

ちょっと詳細は見てみないと分からないんですけども、先ほども説明いたしましたとおり、島によって第2種特別地域あるいは普通地域という形で指定の違いがあれば、当然その許可が必要なものと届出で済む分と。普通地域の場合は届出で済むというふうな形で、その差は当然出てきます。今、桜島の島の部分がどこに該当するのかちょっと見づらいところがあって、具体的にちょっと調べてみないと分からないんですけども、そういった違いは出てきます。何も指定のない島につきましては何もその届出とか、そういうものも要らないというふうな形になってまいります。

委員長 山浦 安生 君

国立公園の中には公園法の中に決められてありまして、特別保護区、それから特別地域、海域公園地域、普通地域というのがありますね。それで、特別地域の中に1種、2種、3種というのがあります。この一番特別に保護されている保護地区、これは環境省の許可がないと駄目ですよ。それで、次の特別地域というのは各都道府県庁の許認可で実施できると。これは保護計画と利用計画の二つがありますよ。それから、この普通地域というのは届出制だけでよろしいということになりますよ。そのあたりを説明していただければよかったのかなというふうに思うんですが。そこで、例えば長崎鼻とか向こうのほうとは、向こうは普通地域で届出制だけでよろしいですよ。だけど、こちらの神造島は2種になりましたので許認可が必要ですよということになるわけですよ。そうすると、先ほどから言われているほかの島との今度は違いはどこだというふうになってくるんですけども、今言ったようなことなんですけど。

委員 西村 新一郎 君

分かりやすく質問しますよ。あそこに城山さんが料亭を造っていましたよね。あの料亭はあなたたちの今の説明だったら許可も何も必要なかったんですよという形で受け止められると。すなわち、

というのは許可なしでできたんですか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

建築確認等の許可は都市計画区域内であれば必要だというふうに思いますけれども、ただこういった自然公園法に基づく許認可とか届出というものは、今まで指定を受けておりませんので要らないということでございます。

委員長 山浦 安生 君

公園法の中における許認可は必要なかったということですよ。ほかの部分については当然許可をもらいながらやっていると。ちょっと西村委員、一服入れていただいて、ほかの方の質疑がありましたらどうぞ。

委員 秋広 眞司 君

別な質問ですけども、この地図は公式なものですか。どこから引っ張り出されたものですか。

観光地づくり・国立公園G長 八幡 洋一 君

これにつきましては環境省のホームページの中から概要というので出ておりますので、そこから出しております。

委員 秋広 眞司 君

じゃあこれが正しいということ。と言いますのは、さっき市報の中の地図と若干違うんですよ。これは志布志湾ぎりぎりにかかっているんですけど、市報の中のものは相当離れた所を走っていますよね、その区域が。若干の違いは分かりますか。志布志湾にかかっている、かかっていない。

委員長 山浦 安生 君

休憩いたします。

[休憩 午前10時45分]

[再開 午前10時47分]

委員長 山浦 安生 君

再開します。ほかにありませんか。

委員 徳田 拓志 君

今回のこの錦江湾国立公園の中に、霧島市の中では要するに若尊と神造島というのが拡張ということになっていますよね。若尊はこの全体の64haの中で、これは全て霧島市の市有地になっているんですか。それともまだ民有地が入っているんですか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

若尊は新たに追加された所でございます。それと、若尊のこの特別地域が全て市有地ではございません。民有地も入っております。

委員 徳田 拓志 君

その割合が分かりますか。市有地と民有地の。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

申し訳ございません。把握はできておりません。

委員 徳田 拓志 君

神造島が25ha、これは第2種特別地域の拡張の中で指定されていますね。若尊もそうですよね。第2種特別地域のいわゆる拡張、もともとあったものを広げたという意味です。先ほどおっしゃったのはそういうふうにとったんですが、神造島の拡張と書いてあるんですよ。資料の3ページ。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩します。

[休憩 午前10時48分]

[再開 午前10時50分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員 徳田 拓志 君

要するに霧島市に関係のあるものとしては若尊と神造島、その陸の部分が64と25の土地があると。その周辺の海域も公園化として指定されましたよと。そして、公園という形では保護ですね。自然保護の目的から購入を検討されれば、民間が持っていて開発しようとしても規制がかかると。ただし、霧島市としてはこれを自然保護のために役立てたいと。もう一つ、要望書の中でもあったんですが、神造島については経緯があるわけですね。その経緯というのは昭和42年、隼人町の開発公社に渡ったときに、その当時、民間の地主さんがお二人いらっしゃったわけですね。その方々が無償で管理をしてくれと。個人では駄目だと。今の尖閣諸島みたいなものですよ。町のほうで、隼人町でやってくれということで、隼人町が買い取って譲渡を受けて、そして城山さんが何とかやりましょうという経緯があったと。そして、もう城山さんがどうにもできないという形でもって、旧隼人町にまた買い戻しを要請されたと。こういう経緯だと思うんです。ですから、ただ単にあそこを買ってどうのこうのという話でもないし、城山さんもできれば隼人町を通じて買ったものだから、今の霧島市に買い戻しをしてほしいと。その当時、言ってきた値段が1,000万円ちょっとだったと思うんですよ。それは買値、旧隼人町から買値のそのままの提示だったと思うんですが、その間、霧島市が放っておいた、急がなかったという表現を先ほどされましたけど、なかなかそっちのほうに目が向かなかった。それから3年経過している。3年経過した中で、ほかの民間の企業が来て、ヨットハーバーの基地を造りたいと。だから譲ってくれと。そういう話が出てきた。そこで今、さっきおっしゃった公拓法の問題が出てきたと。こういう流れだろうと思うんですが、その3年間、テーブルにつかなかった理由というのはどのようなことだったんですか。

企画部長 川村 直人 君

この城山さんのほうから買取要望書が本市に出されたのは去年の5月16日でございますので、1年弱ということでございます。

委員 徳田 拓志 君

そのときの提示金額というものはお幾らだったんですか。

企画部長 川村 直人 君

1,600万円でございます。これはあくまでも希望というものでございましたけれども。

委員 徳田 拓志 君

1年でそのおおよそ倍の値段で民間が来ているよということで、慌てて評価をして二千四、五百万円の評価だと。だけど、売値がその倍になったというようなことになっていますので、これはやはり緊急にその間、陳情も出たわけですね。漁協関係者からの陳情も出ていますし、一般質問でも地元の議員が4名一般質問をしておりますけど、その辺については何ら考慮されなかったんですか。

企画部長 川村 直人 君

議会の一般質問等でもお答えをしたわけですがけれども、当時こういったお話があったときに、城山さんのほうからは特に、こちらも回答の期限は急がれますかというようなことは当初お聴きしていたわけです。しかしながら、先ほど言いましたようにゆっくりと検討していただければいいというような趣旨のことでございましたので、先進地視察とかいろいろな活用方法、それから問題点、課題点などはどういうのがあるかというようなことを庁内で議論をしていたわけです。そして、当然この段階では国立公園への再編ということもある程度は分かっておりましたので、当然こういう国立公園にも編入されるというようなことも考えながら、庁内では議論をしていたわけです。しかしながら、我々に提示されていた金額以上の買取価格を提示された民間の方が出てこられたというような状況の変化があったということです。ですから、所有者である城山さんも買取価格などもいろいろ考慮をされて、それなりに判断して、今回の公拓法に基づく届出書を出されたというようなふうに理解をいたしております。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員 山浦 安生 君

今、川村部長のほうからいろいろとお話がありました。再編計画の予定、予定というか考慮をされていたということ、そういう中でこの購入について問題点、それから課題等について話し合いをされたということですが、その結果、こういう形で買い取りを希望するという形になったわけですよ。そこでお聴きしたいのは、問題点、課題、こういうものはどういうものが挙げられるのか、お尋ねいたします。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

まず、問題点については、価格の面で大体、不動産鑑定の価格と向こうの売渡価格にやはり差があるということが一つ大きな問題もあります。それと、今後、例えば購入して整備をするとした場合、やはりその安全対策をどうするかと、あるいは利用者を考えたときに船着場の整備とか、あるいはトイレ等の整備、そういったものをどうするのかというのが、やはり今後利用するとした場合、最低限必要な整備というものがやはり出てまいります。それと、島内には無縁仏とか、あるいは神社、それと構築物、前に宴会場として利用されていた構築物、それと今、沖小島のほうに、民間に貸している部分もございますので、その辺をどうするかという問題が出てくるというふうに思っております。

委員 山浦 安生 君

これは、問題点、課題というのはかなりたくさんあると思います。こういうのをずっと調べ上げていけば、総体でどれくらい、どういう所にどういう施設を造ったり、例えば今あるものを撤去しなければいけない、こういう費用が幾らくらいとか、あとの予算が出てからの問題になるのかもしれないかもしれませんけれども、ある程度大まかな予算というか、どれくらい掛かるのかというものは、やはりこういう購入するに当たっては、頭の中に入れておかなければいけないと思うんですけれども、どれくらいを総体で。ごめんなさい。まず最初に、購入することで何をしたいのか。それをお聴きします。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

まず、基本的には国立公園に編入をされましたので、やはりこの自然環境の保全というのが一番の目的でございます。当然国立公園に指定をされましても、やはり許可制でございますので、ある程度のものは、中の範囲であれば建築することはできます。そういった面で、今の自然をきちんと保護していくためには、やはり市で購入すべきではないかというような一応考え方を持っているとところでございます。具体的にどれくらいの事業費が掛かるかというものにつきましては、また今後、早急に、ある程度のものを考えていかないといけないというふうには思いますけれども、まずは自然のままの状態を保護しながら、どういうふうな開発を行わない形での利用ができるかというものを早急に詰めていきたいというふうに思っているところでございます。期間的にこちらのほうから一応協議をしたいということの申出をしてから3週間という、21日間という期限がございますので、その中で相手方との協議が整わなければ、もうそのまま相手方、要は市民での契約が成立していくという形になりますので、早急に相手方、先ほど申し上げましたいろんな問題点、中に無縁仏があったりとかいろいろありますので、その辺を向こうがどう考えているのか、その辺を含めて協議を早急に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

委員 山浦 安生 君

自然保護については先ほどから西村委員のほうからも話がありますように、市が購入しなければならないという考えですよ、今の話を聴いておりますと。私はそうじゃないと思います。自然保護の在り方についてはまだほかにも守る方法はいっぱいあると思いますよ。ただ、それを考えていないだけではないですか。それが1点ですね。自然保護についてはまだほかにも方法はあると思

ます。それから、あとですね、川村部長はさっき問題点、課題については今までもずっと1年間の間にやってきたんだと言われたじゃないですか。であれば、結論としてこれくらいは掛かるよと。今言ってきた話じゃないんです。1年前から話はあるんですよ。その中でこういう議論をされているのに、何で総体でどれくらい、何をどうしないといけないか。そういう話は、先ほどの川村部長の話が全然根拠のない話になってしまうんですよ、そうしますと。ある程度煮詰まっているはずですよ。普通はそう考えますよ。そこで、だから全体の計画はどれくらいなのかと、どういうものを目的にして、どういう計画をしようとしているのかということを探っているわけなんですよ。でないと、つじつまが合わなくなってしまうから。

企画部長 川村 直人 君

経費の面につきましては庁内でも様々な活用方法があるというようなことで、それぞれの所管されるところでもいろいろ検討はされたと思いますが、我々企画のほうでこの買い取りについては窓口になっておりましたので、金額的にかなり大きくなるんじゃないかなというような形で調べておりましたのは、まずあの建物ですね。やはり建物の修理をするにしても、もうかなりの経費が要るというようなことで、壊した場合、壊して運搬をすれば、これはおおよその、もう概算の概算なんですけど、大体2,000万円の半ばくらいの金額が要るのではないかなというような積算をいたしております。それから、当然島ですので、船が着けられる棧橋、こういう棧橋も必要になってきますけれども、この棧橋もいろいろなグレードがありますので、どの程度のものを付けるかということにもよるわけですが、私たちがちょっと調べた簡易の棧橋で大体五、六百万円は掛かるのではないかなというようなふうに思っています。金額が一番張るのはそういうものではないかなと思っております。あと、電気につきましては通っておりますのでさほど要らないと。あと、トイレがないということで、これにつきましても簡易のトイレとかそういうのを設置することができますけれども、これも水道がありませんので水の問題をどうするかということがございます。ですから、トイレのし尿をくみ出すにも、また船で来て、し尿をくみ出して、また運ばなければなりませんので、そういった経費も掛かりますけれども、これは何百万という単位ではございませんけれども、そういう経費が掛かります。ですから、今ある一番大きなのは建物の関係、それから浮棧橋が金額的には一番張るのではないかなと考えておりますけれども、あと今後、観光サイドのほうでいろんな活用をしていけば、例えば子供さんたちが無人島体験をすれば、やはり市がするのであれば安全対策とか立看板の設置、あるいはガードレールですね、危ない所にはそういうのを付けたりとかそういうのはこまごま出てくると思いますが、一番大きなのはやはりさっき言ったような金額になるかと思っております。

委員 山浦 安生 君

今、話を聞いておられますと、それほど大きな金額でないものが予想されるわけなんですけれども、安全とか、今言われました衛生面とか、これはやり様によってはかなりの額になりますよね。それから、ここは自然学習の場ということで私は聞いておりましたんですけれども、自然学習の場であれば、それほど手を入れることはない、入れたらいけない。それから、安全についてもそのガードレールの必要性というのは、これは全くないと私は思います。でないと、学習の場にはならないわけです。危険は危険でちゃんと教えてやらなければいけないわけですよ。だから、それに必要なのは何かというと、ちゃんとした指導員みたいな方を付けてやるとか、そういう金額的な部分においては随分掛けずに済むことはいっぱいあるんじゃないかというふうに思いますけれども、今の話を聞いておられますと、何か計画がどんどん膨らんでいきそうな気がするんですよ。観光サイドというふうに言われましたけれども、じゃあ観光サイドで今後、計画としてどのようなことが膨らんでいくのか。大体どういうことを想定されておられますか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

私どももいたしましては自然をできるだけ開発しないというのが一応原則というふうに考えております。そういった面で、現在の自然環境をそのまま保全しながら青少年を含む市民の皆さんの

キャンプあるいは釣り、貝掘りとか散策、そういった自然体験学習や、またあの島自体は島全体がジオでございますので、そういったジオを学ぶとか、そういった形での利用というのを考えております。そういった面で、ここにいろんな施設を整備して観光客を呼ぶとか、そういった形での利用というのは一応商工観光部としては考えていないところでございます。あくまでもあの自然を活用して体験できるものというものを考えているところでございます。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。ほかにありませんか。

委員 秋広 眞司 君

今後のことについてお伺いしますけれども、3週間の期限とおっしゃいましたけれども、その基準日はいつになりますか。3週間後はいつまでですか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

7月5日に申出をいたしましたので、それから3週間、21日ということで7月25日が期限というふうになります。

委員 秋広 眞司 君

公拡法第4条に基づいて民民の取引をしますよという連絡が来たその日が基準日じゃないんですね。その後、その協議をしてくださいということを持っていった日が基準日というぐあいに今おっしゃいましたけれども、そういう理解でいいんですか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

こちらのほうから通知を出した日、7月5日から3週間ということで7月25日が期限というふうになります。

委員 秋広 眞司 君

間違いないですね。[「はい」と言う声あり]分かりました。それで、1年間、どれくらい期間がいただけますかということで、1年間過ぎた。これが短かったか長かったかですね。それは、ここにいる立場と民民にいる立場とでは捉え方が違うと思うんですよ。ですから、城山として私は長かったんじゃないかなという感じではいるんですよ。城山としては1年間放ったらかしにしてという感情が湧いてきたかもしれない。その間に、やはり民民の話が出てきたわけですがけれども、今後、その協議を受け入れるかどうかまだ決定していないわけですがけれども、その通知はいつ頃まで下さいという連絡がしてあるんですか、向こうのほうには。その3週間以内に協議に入るかどうかは連絡がくるわけですか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

こちらのほうから協議をしたいということで通知を出したその日から3週間以内にその協議が整わないと、そのまま民民の契約が履行されていきますよという形ですね。3週間以内に協議が終わらないといけないという。

委員 秋広 眞司 君

終わらないといけないということですね。その協議に入るかどうかは向こうはまだ決めていないわけでしょう。ただ文書を渡されたばかりですから。ちょっと私の捉え方が違いますか。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩します。

[休憩 午前11時11分]

[再開 午前11時12分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員 時任 英寛 君

それでは、3点ほどお聴きをいたします。まず、城山と隼人町ですね。契約をして、城山が隼人町から購入されたわけですが、その当時の契約書の中に、結局、城山が不要となった場合、旧隼人町に買い戻しの情報があるのか。それから今後、その神造島を買うということになっても、先ほどからお話をお伺いしますと、もうほとんど自然保護の観点からいんなものは造らないというような回答がございましたけれども。ということは、ただ地方自治体やはりそういう財産を取得する場合、目的が必要となってまいります。であるならば、その神造島の自然保護という目的のためにということではなかなか内容的には薄いものと考えておりますが、例えば保安林とかそういうような発想で購入をされるのかですね。購入目的が明確でなければならぬとあるわけですが、であればどういう目的で実際購入をされるのか。それと、不動産鑑定が3島で2,200万円というものが出ておりました。城山さんの言い値は3,000万円です。この差額の部分の800万円、この800万円を差し引いてもというか、800万円の俗に言う赤字じゃないんですけれども、赤字を打ち出してでも買う根拠というものがどうあるのか。現状では、これは地方自治法、地方財政法にも抵触するおそれはあると懸念をしますが、この3点、お聴きをします。

企画部長 川村 直人 君

まず、1点目の当時の隼人町とそれから城山さんの契約で買い戻しの規定があったかということだったと思うんですけど、それはないようでございます。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

その購入の目的ということで、ただ自然保護ということだけではということでございましたけれども、当然その自然保護というものを含めながら、今の施設を使って、先ほどもちょっと御説明を申し上げましたけれども、青少年をはじめ、市民の方々がキャンプやいろいろな自然体験ができるそういった場としての公園としての活用、キャンプ場としての活用ですね、そういったもの。自然体験学習、あるいはジオの学習というような形で活用していきたいというふうにございます。それと、向こうの売渡希望価格3,000万円と不動産鑑定2,200万円、差が800万円あるわけですが、その800万円をどう説明するかというようなことであろうかというふうに思います。それにつきましては、当然その島の意義というものが、神造島が今回、国立公園に指定をされた一つの大きな要因としては、やはり我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であるという、そういう風致を維持するというのも、その景観を守っていくというのも一つの財産というふうに見えないかと。いろいろなその神造島があつた島の、要は錦江湾の奥の景観という形での価値と。あるいは、漁協のほうからも要望が出ておりましたけれども、豊かな海をつくるためには豊かな山が必要だということで、神造島自体が周りの豊かな漁礁、豊かな海をつくるためにそれを自然の状態、あつたまま保全することが豊かな海づくりということで、若尊鼻の山につきましても魚付保安林という形で一応購入させていただいた経緯もございます。そういった形で周りの漁業を守るための魚付保安林という形での機能、そういったものも神造島にはあるというふうにございます。そういった面で、その差額をどういう形できちんと皆さんに理解いただけるかというものをちょっときちんと整理したいというふうには思っているところがございます。

委員 時任 英寛 君

公園化というお話でございます。ただ、大々的な整備というのはもう避けたいと、自然保護がメインだと。ここは都市計画区域に入っておりますか。入っているんでしたら都市公園という形になってまいりますよね。だから、今度は都市公園法との絡みも出てまいります。こういうものが、必須条件というのが出てくるわけですが、そこあたりと自然保護との兼ね合いというのをございます。ただ企画部長、それから商工観光部長、ずっと10時からですけど非常に歯切れの悪い、なかなか厳しいというかですね、答弁をされているようでございます。極端な話をしますと、今まで神造島でキャンプをしなければいけなかったということもないわけですが、実際の話が。あそこに行って釣りをしなければいけないということもなかったわけですが、

今後、第2種の特別地域という形で指定を受けました。これは乱開発というのはあり得ないということでございます。先ほどからいろいろ答弁を聴いていますと非常にお困りになるような言い方をずっとされております。先が見えないような。それで、どこまですればいいのか。目的にしても今おっしゃったですよ。これでは、そういうあやふやな目的で、ましてやその差額が800万円もあるようなものを購入するというのはこれは到底納得のできないものであると、このように認識をいたします。だから、当然その交渉の場合は、向こうは3,000万円でおっしゃいますけれども、こちらは2,200万円ですからその金額での、2,200万円でのこちらの言い値ですよ、の交渉になると理解しますがいかがですか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

価格につきましては、一応不動産鑑定をいただいて2,200万円、向こうのほうは民間のほうから3,000万円という形でできております。そういった面で価格交渉については今からというふうにご考えておりますけれども、あと市の場合は市で公拓法とかいう形で購入すると税法上の一部控除がございますので、そういったものも含めてどの程度の効果があるのかというような、会社のほうと交渉してみないと分かりませんが、できるだけ2,200万円で交渉できればいいというふうには思っているんですけれども、ただ当然向こうも営利企業でございますので3,000万円という形が出てくれば、なかなかその価格の間が縮まらないと交渉が決裂というような形もなってしまうので、やはり今後、内部のほうでも協議をしながら価格交渉については今後、検討していきたいというふうにご考えております。

委員 時任 英寛 君

だから、仮にその交渉が2,200万円で整ったとしても、先ほどからお話があるように、極端な話をしますと自然保護というものと、それからやはり公園化というもの、これを一体的に考えれば非常に無理がくる。国立公園の中の都市公園という、都市計画法で位置付けられる公園となれば、また意味合いが違ってくると思うんですよ。だから、そのまま何も手付かずにするのであれば、今のままでもいいんじゃないですかと。乱開発もできない。無理にいろんな理由をこぎつけていきますと、後々将来的に事故というものが発生するというおそれもあります。あれを付けておけばよかった、これを付けておけばよかったというようなことも必ず発生してくると思います。市有地になっていきますと、公共用地になっていきますと、極端な話をしますと誰でも行けると。特に公園という設定をしてしまうと、不特定多数、行きたい人が、行ける人が行けるという条件にやはりなってしまう。その安全対策というのは非常に難しいものがあると認識をいたしておりますので、よくそのあたりもしっかりと議会に説明をされる場合には、その課題と問題点、その将来構想というのを明確に整理されてお話をされないと、今、御説明を聴く限りでは、全く白紙の状態の構想であると言わざるを得ませんので、そのあたりの協議はしっかりとお願いをしたいと、このように要請をいたしまして終わります。

委員長 山浦 安生 君

ということですので、よろしくお願ひします。ほかにありませんか。

委員 中村 正人 君

単純に自然環境保護が民ではできないと思っていらっしゃいますか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

民では全くできないということではないというふうには思いますけれども、ただ当然許される、許可ができる範囲の中では開発というのは可能なわけでございますので、より民間よりは行政で持っているほうが今後の子孫にも今の状態できちんと引き継ぐことができるのではないかとこのように考えているところであります。

委員 中村 正人 君

もう一つ、もし民間が取得された場合、様々な税収も考えられるんですが、そこらあたりは検討されたことがございますか。固定資産税から含めてですね。まず、その現状と検討経過があるか。

企画部長 川村 直人 君

当然民間の方が持っておられれば、固定資産税などについては入ってくるわけですが、額についてはこれはもう個人情報でございますので申せないところでございますけれども、当然市が保有すればそういうのは入ってこないわけです。そういうのはもう検討の中には当然考えているところで

委員 西村 新一郎 君

額まで聴く必要はないですが、一応あそこで税収はどういうものが今あるのか、ちょっと教えてください。

企画部長 川村 直人 君

市の関係では固定資産税だと思います。都市計画税についてはちょっと断定的なことはちょっと申せないところです。後ほど報告をいたします。

委員 西村 新一郎 君

それと、最後に確認しておきたいんですが、市の所有財産として取得しようとした場合に、当然予算を上程しなければなりませんよね。そして、3週間で買い取りますと言って、というような形で意思決定を、とにかく行政サイドは所有者に申し出ても、そのときにその予算というのが確定をしていない段階での購入希望を出すわけですよね。そういうことになりますよね。ここらあたりの見解、どういうふうに。この予算は通るものだと位置付けて、全て進めていращやるような気がしてならないんですよ。ここらあたりはどういうふうに捉えていращやるのか。ちょっと教えてくださいいただけますか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

まず、城山のほうから最初、こちらの霧島市のほうに買い取りの話がございまして、その後、中で協議をしている中で、民民との売買契約の届出というのが出てまいりました。そういった面で、市民のほうから、あるいは漁協のほうから市への買い取りの要望書も出ておりましたので、そのまま何も協議をしなければ、もう7月5日の段階で民民の契約は成立するというところでございまして、まず市のほうのきちんとした、また整理もするためにもどうしても一回買い取りについての協議を向こうのほうに出して、その3週間の間にきちんとした方針を出したいというのもございまして、とりあえずまず買い取りについての協議をしたいということで、城山観光には出したところでございます。この中で、当然その3週間の間に市のほうとしてはきちんとして整理をして、相手の意向も聴きながら協議をして、それで買い取りが可能であれば、また当然、事前にある程度のところで議会のほうにも御報告を申し上げて意向を聴かないと、相手方に対しまして市が買い取りますと言って、その後、予算を出して、議会で否決されるということもあるわけですので、やはりその辺はまた十分、途中で検討していきたいというふうに思います。

委員 西村 新一郎 君

あくまでもまだそういう意味で予算が上程されていないわけですので、仮定の話というのはここらあたりまでしかできないのではないかなと。私も冒頭、そういうことを十分踏まえた上で、いわゆるこの国立公園の、今回、指定を受けたことに伴って、急きょ神造島をとにかく購入しなければならないというようなふうにしかどうしても聴こえないものですから、エリアがどう違うんですかと、どうなっているんですかとか、いろいろそういうことしか、こうして奥歯に挟まったようなことしか聴けませんでしたがね。当然予算が上程されたらやはりそれなりの議論をしていかなければいけないだろうと。ここへ傍聴者もおいででございませうね。第2の塩浸のああいう形になって、どんどん予算が投入されていったらどうなるんですかとかというような疑問をお持ちの方々も結構おいででございませうね。重々やはりそこらあたりについてはまた議論をしていかなければならないのかなというふうに思います。そして、あくまでも民民の取引にあまりにもちょっと言及しすぎているよ。こうして協議に入らなければ、民民に取引は決定しますと。この民の世界をここまでやはりこういう議会の中で持ち出してはいけませんよ。こういう話もありますよ。そして、

ある意味では議会に対して、こうして議会が認めてくれなければ民に取引が移行してしまうんですよ、そういう言い訳じみた、購入するための理由付けにしたら絶対いけない、これは。それは、民は民の世界ですよ。こういうことを申し上げておきたいというふうに思います。

委員 時任 英寛 君

それでは、協議の過程の中で、これは確認をしておかなければならない。例えば、指定管理者の協定書を結びます。しかし、指定管理者の選定は議会の議決事項でございます。したがって、議会の議決が整わなければ、この協定書または指定管理の指定につきましては無効であるということで交渉はされるわけですので、この契約につきましてもここは相整いましたけれども、議会に出して、この案件が否決になりましたらこの契約はありませんというその前提をお話しはされるんですよ。確認です。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

そのことはもう当然相手方に対しても説明しなければならないというふうに思います。

委員 木野田 恵美子 君

私は素朴な質問ですけど、先ほどからずっと説明を聞いていまして分かったような分からないようなですね。市が神造島を買い取って、何かすばらしい活用策でも考えていらっしゃるんだったら、またちゃんとした考えをいろんなところに聴いたりして、しないといけないと思うんですけども。ちょっと自然保護ということで、今のままの島で置いておいて、国立公園の中にはそれは入るわけですから、霧島のエリアの中の国立公園だということで認識はするんですけども、これまで教育委員会が子供たちに探検隊、あれは何でしたか、名称がちょっと思い出せませんが、そういったことで子供たちにあの島でキャンプをさせたり、いろんなことをされましたよね。あれは、城山観光さんが使っていていいですよと言って許可をしてくださっていたわけですよ。それをもし民の方が購入されたら、これからはそういうことはできなくなってしまうのかなと思って、せっかくあんないい島があって、安全面でちょっとまだ、この前私も行きて、ちょっと心配なところもありましたけれども、もしそれを市が買ってしているとしたら、ちゃんとした設備をしないと、もし事故でも起きますと、それはもう今は賠償をされる方がすごく、そのほうが厳しくなっておりますので、何か市が買ってそれをするとすれば、やはりいろんなことで難しい問題が出てくるんじゃないかなと。今、これは私の本当に素朴な取り越し苦労ですけども、そんなことを考えるわけですが、もし民の人たちがそこを買われたとしたら、今までのように教育委員会なんかそうされていたような範囲ということもできるんでしょうか。それはちょっと分からないかもしれませんが、どういふものなんですかね。そこをちょっとお尋ねしてみたいと思うんですが。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

今までは、先ほど木野田委員の言われたとおり、城山観光の許可をいただいて、上陸をして体験をしてきております。今回は新たに第三者が購入された場合、当然その方がどういふ土地利用をされるのか、そういったこともまた関係してくるといふふうには思いますけれども、その買われた第三者の方がそういった市の今までのそういった実績をもとに理解をいただいて利用できるということであれば、また継続していけるでしょうし、まだその辺は全然第三者の方といふいろんな面でお会いしたこともないものですから、どういふ利用をされるのかといふのもまだちょっと把握をしておりませんので、ちょっとその辺は分からないところでございます。

企画部長 川村 直人 君

先ほどの西村委員のところの都市計画税の件ですけども、かかっていないということでした。

副委員長 志摩 浩志 君

この城山の所有している神造島なんですけれども、まだまだもっと早くから買い戻すべきだったと思っております。と言いますのも、天降川や錦江湾奥の海底の汚れは年々ひどくなっていますし、そこに住む魚貝類の生態系も大きく変わってきております。それに、小島におきましては養殖を始

められまして、餌のやりすぎといたしますか、もう海底はヘドロでいっぱいになっております。アサリ貝、またワタリガニ、いろんな海の魚も貝も住めなくなっております。そういう面から言いましても、やはり小島を霧島市が買い取って、あそこにやはりちょっと規制をかけるようなそういうのをやっていかないと、漁業の面でも大変今後、不安な面が出てくると思います。今、公園とかいろんな話が出ておりますけれども、そういうのをやった場合はまた漁業の方々でも渡し舟をしたり、そういうのでまた開けてくると思います。そういう面から言いましても、もうちょっと、もう日にちがないということですが、執行部のほうでももう少し積極的に調べて、そういうまたアイデアも出して、もうちょっとこの場に臨まれるべきではなかったかなというような考えも持っておりますけれども、やはりこの今いろんな問題が、話が出てきております。これも、私たち隼人の人間から言いますと、合併のあれで神造島の意義、ある存在、そういうのがまだ皆さんはちょっと欠けているんじゃないかなと、そういうふうにも思っております。

委員 木野田 恵美子 君

その神造島を市が買い取って、何が大きな利益になるというのは、何が一番、一つだけ教えていただきたいと思っております。買い取らない今のままと、それから買い取って、何が市のためになるんでしょうかね。利益となるような何かあるんですか。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

霧島錦江湾国立公園が誕生したときにポスターを作りました。御覧になったことがあると思えますけれども、あの下の方に、錦江湾の所に神造島があります。非常に見たときに、霧島にはなくてはならない景観ではないかというふうに思っています。今回、国立公園に指定をされ、非常に要は我が国でも代表するような風景地であるということも認めていただいたわけでございます。やはりこれを子々孫々に残していくためには、確かに市でないと、民間が買ったならそれが維持されないかというのはありますけれども、やはりそれよりは市できちんと購入をして、これはもう市民の財産という、宝という形でやはり子々孫々残していくべきではないかと。これだけのやはり自然を大事に守っていくべきではないかというような思いから、私どもの観光課のほうに国立公園という係もできましたので、やはりそういった面できちんとこれは保全していきたいというふうに考えて、やはり民間よりは市のほうが市民の方々も安心してまた利用もできるし、そういった思いで購入できたらというふうに思っているところでございます。

委員 木野田 恵美子 君

市の財産として、それをちゃんと位置付けるというのが一つ大きな目的なんですね。それさえ分かればもう私はそれでいいと思っておりますので、ありがとうございます。

委員長 山浦 安生 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

[休憩 午前11時40分]

[再開 午前11時42分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。本日行いました調査についての自由討議に入るわけですが、一番最初にお聴きしておきたいのは、この調査の結果を報告しなければいけないだろうか。それとも、これはあまり先走っていろんなことを報告することによって混乱を招くようなことがあったらいけないよというような考え方もありますが、いかがしたらよろしいのでしょうか。皆さんに御意見をお聴きしたいと思うんですが。

委員 時任 英寛 君

だから、結論をというか、出せる状況ではないですし、ここで賛成・反対をして、向こうから何の提案もないし、神造島を買うことに決めましたとか、買わないことに決めましたという報告はで

きないわけです。されるんだったら、現状はこうで、その協議内容は21日間の中でということになっていくわけですが、協議の。ただ、それは9月定例会でその報告をされるときは全てが終わっているという状況にありますので、だからこれは所管事務調査ですが、そういうものをしたという一つの文書で何月何日にしたと、議長のほうに提出はしないとけないと思いますけれども、その程度でよろしいんじゃないかと思いますが。

委員長 山浦 安生 君

いかがですか。そのような形でよろしいですか。

委員 西村 新一郎 君

私もそうだと思います。あくまでも所管事務調査で、いわゆるこうして要望書ですよね。あれは陳情ではないですよ。要望書が出た時点でこういうのに一回一回反応して中間報告をしなければならぬということはないと思うんですよ。当然行政当局は予算計上をしてこなければなりませんから、そして議会に一応上程をするという手法をとってくるわけでございますので、この時点でやはり所管常任委員会としてはしっかり議論をして、そして報告をすることは報告をするという形の選択をすべきことであって、現状において私はここは必要ないんじゃないかと思います。

委員長 山浦 安生 君

それでは、そのようにさせていただきます。よろしく申し上げます。これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業教育常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午前11時45分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 山浦 安生